

11 性同一性障がい者、性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人

(1) 現状と課題

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障がい※者や性的指向※を理由とする偏見・差別を受ける人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題があります。

こうした問題を解決するには、「人権に関する県民意識調査」の結果にもみられるように、性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

1) 性同一性障がい者

性同一性障がい者であって、性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外見が一致せず、本人確認等で問題が生じていることから、一定の条件を満たす場合には、2004年（平成16年）に施行された「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となりました。

なお、性同一性障がい者の性別の取り扱いの変更の審判の要件のうち、「現に子がないこと」とする要件に対して、法改正の要望等が出されてきたことから、2008年（平成20年）6月、上記法律が「子」を「未成年の子」に改め、「現に未成年の子がないこと」と一部改正されました。

2) 性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人

性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、例えば、同性愛者にとっての法制度上のさまざまな制約や地域社会での差別待遇があるなど、社会的に少数者であるということから、正常と思われず、根強い偏見と差別から、社会生活のさまざまな面で、人権に関する問題が発生しています。

(2) 施策の方向

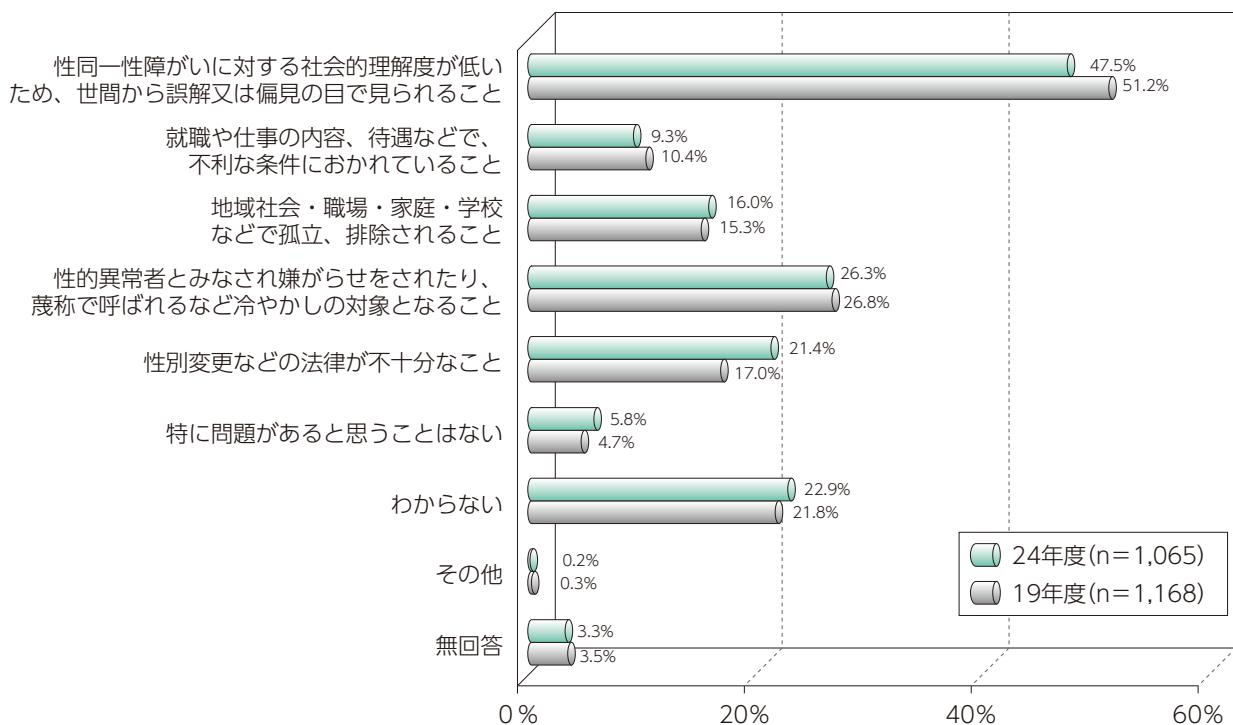
性同一性障がい者や性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人など、性的少数者は性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに悩み続けている場合があります。また、周囲の人、特に家族に自分が性的少数者であることをうち明けても、家族からの理解が得られず、孤独感に陥ってしまうことになります。

この問題は、世の中には「男性」と「女性」が存在し、それ以外の性はないという心の中に偏見を持っていることに起因すると考えられます。

こうした心の中にある偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、県では、性的少数者の人々について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に努めます。

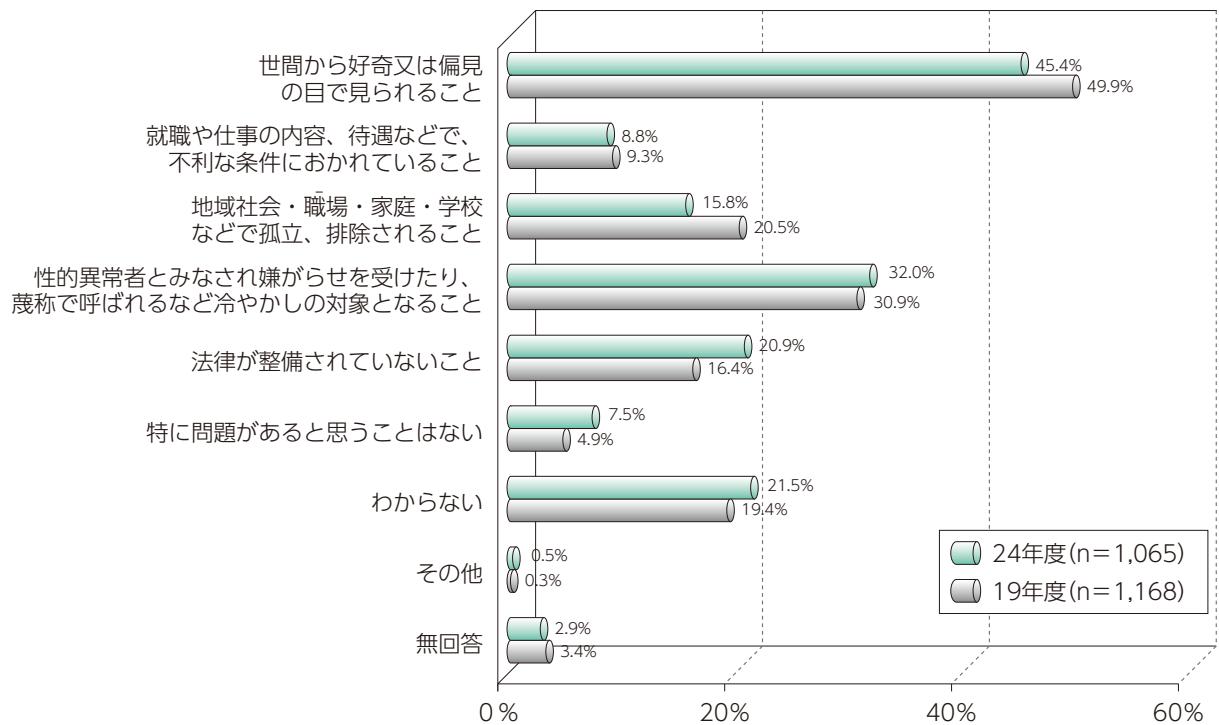
■ 性同一性障がい者の人権問題で、特に問題があると思うこと

- Q 性同一性障がい者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下のなかから2つまで選んで○をつけてください。



■ 性的指向の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと

- Q 性的指向の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下のなかから2つまで選んで○をつけてください。



注：「性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人」を「性的指向の異なる人」として調査